別紙標準様式（第７条関係）

会　議　録

会　議　の　名　称	令和８年度第２回枚方市地域包括支援センター運営等審議会
開　催　日　時	令和８年８月４日（火）　14 時～15 時 30 分
開　催　場　所	枚方市役所　別館４階　第３委員会室
出　席　者	山田委員、秦委員、金田委員、明石委員、砂原委員、岸本委員、 木島委員、遠竹委員
欠　席　者	山本委員、宮腰委員
案　件　名	１．枚方市地域包括支援センター安心苑の活動報告について ２．各枚方市地域包括支援センターの実績報告について ３．枚方市地域包括支援センター包括的支援事業・介護予防支援事業に係る実地確認等の実施について
提出された資料等の名　称	資料①　　枚方市地域包括支援センター安心苑の活動報告について 資料②-１　介護予防支援委託状況報告書（令和８年４月～６月） 資料②-２　包括的支援事業実績報告書総合相談（令和８年４月～６月） 資料②-３　包括的支援事業実績報告書活動報告（令和８年４月～６月） 資料③-１　地域包括支援センターの評価等スケジュール 資料③-２　重点的な取組みの評価（市調査票） 資料③-３　指定介護予防支援事業所点検表
決　定　事　項	１．案件１について報告 ２．案件２について報告 ３．案件３について報告
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第５条第６号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表 枚方市情報公開条例第５条第６号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、報告を行う会議の会議録のため、運営候補者決定、委託法人の評価に係ることの非公開部分については、結果のみ公開する。また発言者は非公開とする。
傍　聴　者　の　数	――――――――――
所　管　部　署（事　務　局）	健康福祉部　健康づくり課

審　議　内　容

会　　長：　本審議会につきましては、枚方市情報公開条例第５条第６号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議いただくため、会議は非公開ですが、議事録については、審議内容を把握することが目的であるため、発言者は無記名で同条例の規定に抵触する部分は非公開を原則として、公開していくということですが皆様ご了承いただけますでしょうか。

委　　員：　今回の内容でどれが非公開に該当しますか。市民の方に、リアルタイムでお伝えする、議事録で公開するのであれば、センターの方や市民の方に傍聴を認めるべきではないでしょうか。

事 務 局：　枚方市情報公開条例第５条第６号の非公開情報が含まれる事項を取り扱う審議ということで非公開にしております。センターの委託先の 10 件以上とかそういうところが非公開情報に当たるかと思いますが、他は非公開にあたらない項目があるというところは感じておりますので、審議会の規則を持っているコンプライアンス推進課とも協議し、公開できるところがないかを探って参ります。

１　議　題

【案件１】枚方市地域包括支援センター安心苑の活動報告について
＜資料①-１　枚方市地域包括支援センター安心苑の活動報告について＞
※ 以下、地域包括支援センターを「センター」という。

センター：　枚方市地域包括支援センター安心苑の活動について発表させていただきたいと思います。安心苑は枚方 13 圏域のうち第 4 圏域になります。
担当している校区は、殿山第一校区、小倉校区、磯島校区、西牧野校区です。
校区の高齢化の状況に関しては、枚方市の平均値と同程度です。磯島小学校区は高齢化率が少し低いなどはありますが、高齢化で支える人が少ないという課題は同じです。安心苑では毎年、ポピュレーションアプローチや元気はつらつ事業を実施しております。それらを行う中で感じた課題は、介護予防教室や体力測定の結果が、その後の継続的な取り組みに繋がりにくいということです。体力測定などのイベントは盛り上がりますが、楽しかったで終わってしまい、それを次に活かせないのが課題でした。そこで介護予防をみずから継続的に取り組むためにどうすればよいかを考え、校区ごとに独自の介護予防手帳を作っています。内容はフレイル予防です。運動と認知症予防、栄養、口腔機能改善等の記載もあります。個人に渡すときに、体力測定結果を示し、ここが弱っているからこういう運動していきましょうと最後に個別に伝えております。他人と比べるのではなく、去年の自分と比べるというコンセプトでしております。また特徴として、地域ごとに自分で歩いていける校区内

の居場所を掲載しております。また、覚書のページも作成しており、本人が何かあったときに使えるようなものになっています。地域支援事業については、圏域ごとに会議を継続して行っております。また広域の課題や、広域連携が必要な場合があるので、他圏域との合同の活動もしています。例えば、3 圏域に渡る商店街では、合同で商店会のフェア運営を応援したりしています。また、第 4 圏域と第 5 圏域ではＵＲが圏域を跨いでいるので、共同してＵＲの相談会を実施し、第 5 圏域と協力して UR の買い物難民には、おでかけタクシー（みんなで乗り合わせて買い物行きましょうというような事業）も実施いたしました。広域の課題に関しては、男性が地域の事業に参加しにくい課題がありました。そこで男性の居場所、役割、仲間づくりをしようということで、男の本気度本音座談会セミナーを開催しました。ちょうどその時に畑を貸してくれる方がいたので、畑づくりをする事になり、名前も自分たちで名付けて、新しい利用者さんを増やすためのイベントとして焼き芋パーティーなども開催しています。それとは別に、男だけの料理教室も、合同で行っています。徐々に参加者が増え、現在登録者が 27 名で、自主的にその会以外でも交流するなど好評です。センターへの相談としては、有料老人ホームに入居後、イメージ像ではなかったため変更したいという相談が一定数ありました。4 圏域・6 圏域・8 圏域・有料サ高住・施設相談業・病院のソーシャルワーカー・ケアマネジャーが集まって、入居後のミスマッチの課題を解消しようと、3 回ほど地域ケア会議を開きました。その中で、情報を多くもつ施設紹介業者を利用する事は、利用者にとってもメリットがあるのではということで検討し、現在、紹介業者のリストの作成をしようと、連絡会の準備をしているところです。ちょうど入居のミスマッチが社会課題になっているときで、業界誌に取材にも来ていただきました。今後も地域や圏域内の課題と、かつ圏域を越えた課題、連携を模索していきたいです。

会　　長：　ご報告ありがとうございました。ただいまの安心苑のご報告に対して、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委　　員：　枚方の場合は、自分の母体法人のない地域で活動をしていく中で、なかなか母体施設の繋がりなど、マンパワーを十分に発揮できない環境にあるのかなと思いますがどうですか？

センター：　センターの運営自体は地域の協力もあって、母体があってもなくても、適切に運営出来ていると思いますが、地域づくりでいうと母体法人が近くにあったほうがより進むとは思います。例えるなら、今は手掘りで地域を開拓しているようなものです。センターが母体法人のある日常生活圏域の中にあれば、ブルドーザーで地域づくりをしていく事が出来ます。

委　　員：　包括的支援事業の委託費の中で別事務所を構えておられますが、包括的支援事業

の委託費の他に賃料も本来負担すべきだと思います。某理事長が厚生労働省に問い合わせしたときに、枚方のこの仕組みについてありえないという回答があったと聞きましたが、枚方市の仕組みについて改めて、どう思われますか。

センター：　運営の家賃とかは当然ですが、一番大事なのはセンターでも、地域とのつながりでも人だと思います。そのためセンターと運営法人が離れていたら移動しにくいので同じ地域にあるほうが移動もしやすいし、センターが大変なときにヘルプがすぐ出せる。またセンターの仕事はとても勉強になるので法人本体の職員が、１年でも２年でもいいから、センターに異動して勉強する。かつ厚生労働省は、施設の機能を地域に展開しなさいという指針が何度か出ているのでセンターが媒介になった方が、法人の機能、施設の機能を地域に展開しやすいと思います。そのため、変わることでよりよい地域ができるのなら前向きに検討してもいいと思います。

委　　員：　2040 年を見越してのセンターの職員さんの思いと、長い間、母体法人とは別エリアでやってきたところについて、それから、もし何かのタイミングでセンターを本来、日本全国で行われているような母体法人の近くに戻すということならば、どんな方策がありますか。肌感覚で結構ですので教えてください。

センター：　方法としては 13 圏域一斉にする目的がないので、トレードや、三角チェンジであれば１回検討してもいいのではよいかと思います。圏域の編成については今からでも間に合うか間に合わないかというふうに感じています。
センターの運営のためというよりも、市民によりよいサービスを提供するのに、安定した運営が必要だと思います。

【案件２】各枚方市地域包括支援センターの実績報告について
＜資料②−１　介護予防支援委託状況報告書（令和８年４月～６月）＞
＜資料②−２　包括的支援事業実績報告書総合相談（令和８年４月～６月）＞
＜資料②−３　包括的支援事業実績報告書活動報告（令和８年４月～６月）＞

事 務 局：　「資料②-１-１　介護予防支援委託状況報告書（令和８年４月～６月)」についてご説明します。
13 か所の地域包括支援センターの令和８年４月から６月までの月毎の介護予防支援の総件数、委託件数の一覧となっております。また、委託件数から委託率を算出しています。なお、委託件数には総合事業の介護予防ケアマネジメントの件数が含まれております。
続きまして、資料②-１-２以降は、委託状況の詳細になります。各センターの令和８年６月分の介護予防支援の委託件数につきまして、いくつの事業者に委託しているか、また、委託先事業者の中で、委託している人数が 10 人

以上の事業者については委託人数を記載した表になっております。
どのセンターも圏域内の事業者から委託の調整を行っており、委託人数が多い委託先事業者は所属する介護支援専門員の人数が比較的多いところであると考えられます。運営指導においても、公平・中立性を意識したうえで、偏りがないよう事業者選びに配慮をした対応を行っているかを確認しておりますので、委託状況については問題ないと考えております。
こちらの資料についての説明は以上です。

続きまして、「資料②-２-１　実績報告書総合相談（令和８年４月～６月）」についてご説明します。こちらの資料は、令和８年４月から６月までの各センターの総合相談件数の一覧です。各センターに寄せられた相談を、相談形態や相談経路、どういった内容で、どのように対応したのか、区分で分けた一覧表になっております。相談経路に関しては、家族・親族・後見人が最も多く、次いで本人、ケアマネジャーの順となっております。相談内容は介護・医療相談が最も多く、全体の約 60%を占めています。センター職員からは、身体機能や認知機能の低下などがみられる高齢者やその家族などから、介護保険制度や認定申請に関する相談が引き続き増加していると聞いています。次いで多いのが、予防給付相談となっています。要支援認定者に対する予防サービスに関する相談が増加傾向にあります。相談件数については、全センター合計で延べ件数では 8,439 件、実人数では 3,648 人となっており、昨年度の同時期と比べて相談件数が微減しております。センターからは１件あたりの相談内容の重みが増していると聞いており、独居・困窮・障害などの複合的な課題を内包したケースが増加していると考えています。次のページ以降は、各センターの相談形態、対応区分ごとの棒グラフになります。こちらの資料についての説明は以上です。

続きまして、「資料②-３　実績報告書活動報告（令和８年４月～６月）」についてご説明します。横軸はセンター、縦軸は、大きく 4 項目に分け、会議等、地域活動、介護事業所連携、医療との連携に区分しています。元気づくり・地域づくり会議で課題を抽出し、それに基づいて行った地域活動については、地域活動の中の５段目「元気づくり・地域づくり会議で提案された地域活動への参加・出席」に記載しています。地域活動は「出張相談・出前講座」、「元気づくり・地域づくり会議で提案された地域活動への参加・出席」、「地域活動団体との連携」の順で多くなっており、各センターとも、地域住民に密着した活動に時間を多く費やしています。

活動報告数は松徳会、東香会、みどりの順に多くなっております。
件数が一番多い松徳会では、薬局の店舗で地域高齢者に向けた健康講座を開催し、また、男性高齢者の社会参加や地域活動を促進するため、他圏域の包括と協働し畑作業の集まりの場や料理教室の開催等の活動に取り組んでいます。加えて、認知症の方への支援として、昨年から認知症当事者とご家族３

組が参加する定期的な集いの場を設けており、ボランティアによる認知症マフ作りを行い、完成したマフ（筒状の防寒具）を施設へ寄付する活動も実施しています。２番目に多い東香会では、高齢化と認知症の対応として、第２層協議体・企業と連携し、各自治体の集会所で、骨密度や筋力、血管や脳年齢の測定会、栄養講座の他、悪質な消費者トラブルに合わないよう少しでも早く被害に気付いて相談解決するための対策として、関西消費者協会の消費サポーターからの啓発講座、ACP（人生会議）啓発、介護予防の体操（ひらかた元気くらわんか体操・ひらかた夢かなえるエクササイズ・楽 10 体操）を実施し、活動を通して認知症の早期発見にも取り組んでいます。３番目に多いみどりでは、介護予防の体操・特殊詐欺・災害への備え・熱中症予防など地域のニーズを踏まえた情報提供を行う場として、毎月、校区で開催される体操会やサロンを積極的に活用しています。また、複数の当事者組織（認知症、家族）へ後方支援を行ったり、住民への ACP（人生会議）のシリーズ講義を実施したりしています。

次のページは、活動要約をセンター別にグラフ化したものになります。この資料に関しては以上となります。

会　　長：　ご報告ありがとうございました。ただいまの案件２のご報告に対して何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委　　員：　資料 2－2－1 の配置管理者プラス専門職の人数について、これは市が決めた配置人数で、配置人数すべてそろっているという考えで間違いないでしょうか。
センター職員たちが疲弊なくお仕事できているか、その人数が足りているのか気になっております。

事 務 局：　こちらは市が仕様書で定めた人数になります。
最低置かなければいけない人数となりますが、現状、欠員が出ているセンターもあり、この通りの配置となっていないセンターもございます。

委　　員：　6 名なら 6 名、8 名なら 8 名というふうに数字を出されたその根拠と、実態がかみあっているか。人数の算定をしているのであれば、無理なく回る人数であって欲しいと思います。無理がないかどうかの確認はあってもいいのかもしれません。

委　　員：　それぞれの圏域の委託人数 10 名以上である委託先事業所を、挙げていただいておりますがなぜ 10 名以上を掲載しているのか。パーセンテージ表記やベスト 3、ベスト 5 など一律で多い委託先を挙げてはどうか。また、これが非公開情報にあたる資料ならば、パーセンテージなど個人情報に関わらない表記にすれば、公開してもよい資料なのではないかと思います。

事 務 局：　なぜ10件という基準を設けたかについてですが、第1回審議会を開催した際に、かつてはすべての事業者の数と名前を掲載しておりましたが、非常に資料が多く見づらいという事で、審議会の中で、10件を1つの目安に設けられたためです。
より実態に即した状況等の把握に繋がりやすい資料となるように、今後はご指摘いただきましたように、パーセンテージによる表示というものも検討して参りたいと思います。

【案件３】枚方市地域包括支援センター包括的支援事業・介護予防支援事業に係る実地確認等の実施について

＜資料③−１　地域包括支援センターの評価等スケジュール＞

＜資料③−２　重点的な取組みの評価（市調査票）＞

＜資料③−３　指定介護予防支援事業所点検表＞

事 務 局：　センターが実施する事業の評価について、センターは自己評価を行い質の向上を図る一方、市町村は定期的にセンターの事業の実施状況について評価を行う必要があると、介護保険法にそれぞれ規定されています。
前年度より、国が示す評価指標については介護保険法の趣旨を踏まえ、より一層センターが地域包括ケアシステムの中核機関としての機能を果たすための事業を効果的に実施できるよう評価指標の見直しが図られたため、本市においても見直された国の評価指標を活用することとなりました。以下、運営状況の評価と称します。また、国が示す評価指標の見直しが行われたことに伴い、本市独自の評価指標についても、重点的に取り組む３項目に特化したものへ見直しを行いました。以下、重点的な取組みの評価と称します。なお、この本市独自の評価指標である「認知症施策に関する取組み」「終活・ACP（人生会議）に関する取組み」「地域ケア会議（自立支援型地域ケア会議）に関する取組み」について、センター事業計画に当該指標を設定したのが令和７年度からであるため、評価を実施するのは今年度の令和８年度からとなります。
では、スケジュールについてのご説明をさせていただきます。資料③-1 をご覧ください。左端の上から 2 段目の「国が示す評価指標による評価」につきまして、昨年度は 7 月に国から送付がありましたが、今年度はまだ届いておりません。予定より 1 か月程度遅くなることが予想されますが、届き次第、本市独自の包括的支援事業の評価とともに速やかに進めてまいります。また、本市独自の包括的支援事業の評価の結果につきましては、3 行目に記載しておりますとおり、12 月開催予定の第 3 回目のこの場にてご説明をさせていただきます。その後、4 行目と 5 行目のとおり、各地域包括支援センターへの結果説明とともに令和 9 年度のセンター事業計画の策定に反映させていく予定です。なお、2 月に開催予定の第 4 回の地域包括支援センター運営等審議会にて、令和 9 年度以降の契約継続についての根拠にもつながるものとなります。

では、続きまして、実際に評価に使用する調査票のご説明をさせていただきます。まず、運営状況の評価における国調査票については、国からの送付が遅れており、残念ながら、まだお示しすることはできませんので、次回にお示しさせていただく予定です。次に、重点的な取組みの評価における市調査票はこちらです（資料④-2)。評価項目については、認知症施策に関する取組み、終活・ACP（人生会議）に関する取組み、地域ケア会議に関する取組みの３つとなります。いずれの評価においても、健康福祉政策課及び健康福祉総合相談課と連携し、必要に応じてセンターに足を運び聞き取りを行ったうえ、評価を行ってまいります。資料③-1、③ - 2 については以上となります。

続きまして、「資料③- 3 指定介護予防支援事業所点検表」についてご説明します。枚方市地域包括支援センターを運営する事業者に対し、介護予防支援事業を行う事業者としての指定を本市が行っており、センターは指定介護予防支援事業者として、「枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例」及び同条例施行規則を遵守のうえ、要支援者の心身の状況等に応じて適切に指定介護予防支援を提供するとともに、自らその質の向上等に努める必要があります。

資料③- 3 の点検表は本市条例等を踏まえ作成しており、本点検表を活用し、指定介護予防支援事業者であるセンターに自己点検いただくとともに、昨年度と同じく今年度も９月以降に実施するセンターに対する実地検査を本点検表に基づいて行ってまいりたいと考えております。自己点検の結果もしくは実地検査の結果次第では、センターに状況を確認のうえ必要に応じて指導を行ってまいります。

資料③- 3 については以上となります。

会　　長：　ただいま、案件３について、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。（ご意見、ご質問なし）

その他全体通じまして、皆様からご意見或いはご質問ございませんか。

委　　員：　ケアマネのシャドーワーク（リーフレット含め）についてです。

密室によるハラスメントやカスタマーハラスメントが問題化している中で、安全性の確保というところも含め喫緊の課題だと思います。

そのことについて今後枚方市は、どういうふうに考えていかれるのか、お聞かせ下さい。

事 務 局：　シャドーワークのリーフレットに関しては現在作成中であり、ご指摘いただいたカスタマーハラスメントにも触れております。関係課とも情報共有を図りながら、内容を検討してまいります。完成しましたら、審議会の場においてもお配りいたします。

会　　長：　では、これをもちまして、令和８年度第２回枚方市地域包括支援センター運営等審議会を閉会します。